

Title	日本における科学技術情報政策の開始 : 1950年代の関連動向と「政策の窓」モデルの適用
Author(s)	前田, 知子
Citation	年次学術大会講演要旨集, 23: 229-234
Issue Date	2008-10-12
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/7542
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

日本における科学技術情報政策の開始 —1950年代の関連動向と「政策の窓」モデルの適用—

○前田 知子（政策研究大学院大学）

※科学技術・学術政策博士プログラム在学中

1. はじめに

科学技術分野の研究活動に必要な資料や学術文献の多くが、今日では、インターネット検索あるいは学術コンテンツを提供するWebサイト等を通じて簡便に入手できるようになった¹⁾。これを実現しているのは、情報通信／処理技術の飛躍的な進歩に加え、資料の電子化とその公開をすすめるための諸活動である。さらにその基盤には、先行研究を参照・活用しつつ新規な知見を積み重ねていくという研究活動の情報伝達サイクル²⁾があり、これが科学技術情報に対するニーズとなって現れていると言える。

こうしたニーズへの対応は、学術雑誌発行に代表される研究者コミュニティによる活動や、民間の情報サービスによって担われている他、科学技術の振興を目的とした政策（以下、「科学技術政策」とする。）の中でも様々な施策が実施されてきた。これらの、科学技術分野の研究活動を通じて生産される学術論文、実験・計測データ等（以下、「科学技術情報」とする。）を対象とした施策及びその根拠となる方針を、ここでは「科学技術情報政策」と呼ぶこととする。

本稿では、1950年代の日本において、科学技術情報政策が本格的に開始されるに至った経緯を取り上げる。第二次大戦終結から間もない当時は、科学技術情報の入手がまだ困難な状態にあったが、科学技術の振興による経済再建への期待が高まる中、効率的な情報入手への需要が強まった時代である。こうした状況を背景として、科学技術情報を対象とした2つの政策案の検討が行なわれた。1つは、1950年から2年ほどの間に文部省と日本学術会議を中心として検討された「学術情報所」³⁾の設置要求案、もう一つは1956年に発足した科学技術庁による「科学技術情報センター」構想である。前者は文部省により1952年に次年度の概算要求に盛り込まれたが、設立には至らなかった。後者は、科学技術庁発足直後から構想骨子がまとめられ、翌1957年4月に法案が国会を通過、日本科学技術情報センター(JICST)の設立が決定するに至った。

本稿は、これらの関連動向を分析することにより、どのような要因が科学技術情報政策の開始を可能にしたのかを明らかにすることを目的とする。

科学技術情報政策については、関連政策の報告書や施策内容を紹介した先行文献は多く見られるが⁴⁾、体系的な研究はほとんど行なわれていない。本稿では、科学技術情報が政策対象として確定するに至るプロセスの分析にKingdonによる「政策の窓」モデル⁵⁾の適用を試みる。当モデルは、政策プロセスの中で、ある問題がどのようにして課題として注目され、その問題に対する政策案がどのようにして生成されていくのかを対象としたモデルであり、本稿で取り上げる範囲の分析に適切であると考えられる。また、政策プロセス研究において一定の評価を得たモデルの適用を試みることで、科学技術情報政策を政策研究の対象の1つに位置づけることができるとともに、新たな事例の分析により当モデルの有効性を検証することができると考えられる。

1950年代と現在では情報通信／処理技術に隔絶の差があるが、膨大な情報量の中で真に必要な情報を獲得することが課題となっている現状において、情報入手そのものが課題であった当時の動向が、かえって科学技術情報政策の本質を表出させ、今後の政策のあり方に資する知見を得ることがきるのではないかと期待される。

2. Kingdonの「政策の窓」モデル⁵⁾

政策プロセスは一般に、政策決定、政策実施、政策評価の三つの段階に大別することができるとされている。Kingdonによる「政策の窓」モデルは、このうち1つ目の政策決定の段階において、政策案が採択される迄に展開される、アジェンダ設定(*agenda setting*)及び政策案の精査(*alternative specification*)の2つのプロセスを対象としたものである。ここでアジェンダとは、「政府の役人および彼らと密接な関係にある政府外部の人たちが、ある特定の時点において、真剣な注意を払う主題(*subject*)ないし問題(*problem*)のリスト」である。

アジェンダ設定のプロセスでは、この問題リストの中にある多くの問題の中から、特に注意を引く問

題が特定されて行く。また、政策案精査のプロセスでは、アジェンダに設定されている問題に対する様々な政策案の選択肢(alternative)の中から、特に検討すべき政策案が特定されて行く。

政策の窓モデルでは、これらの2つのプロセスにおいて、どの問題、どの政策案が特に注目されるかを、①問題の認識、②政策案の生成、③政治的な動き、という「3つの流れ(stream)」によって説明する。そして、この3つの流れが合流した時、すなわち、問題が認識され、その解決策が政策案として準備されており、政治的風潮も高まり気が熟している時に「政策の窓(policy window)」が開き、ある問題に対する政策案が採択され、実際に政策が行なわれる段階へと近づいて行く、としている。

「3つの流れ」を独立した流れとして捉え、かつそれらの相互作用についても説明する「政策の窓モデル」は、他の政策プロセス論モデル(合理性モデル、増分主義モデル等)や政策決定段階についての理論的アプローチ(多元主義、エリート主義、政府主導アプローチ等)に比べ、実際の政策プロセスの初期段階に登場する多くのファクターを取り込んだ分析が可能であり、本稿で対象とする動向への適用に有効であると考えられる。

3. 2つの政策案を巡る動向

3. 1. 「学術情報所」設置要求

学術情報所の設置要求は、戦後初期の科学技術体制の中で政府が日本学術会議に対しその設置を諮問したことにはじまる。日本学術会議の答申とこれに対する審議を経て、文部省からの「学術情報所設置案」による予算要求が行なわれたが設置には至らなかった。しかし、科学技術情報が政策対象候補として議論されたことによって、後の「科学技術情報センター」構想の布石となったとすることができる。

(1) 設置要求につながる動き―戦中および戦後初期の関連動向⁶⁾

日本において、科学技術情報に関する施策に国が最初に取り組んだとされるのは、海外からの情報が入手困難となった第二次大戦中である。1942年、文部省の科学局に調査課が設置され、主としてドイツの学術文献を入手し、論文タイトル、著者名、雑誌名、巻号等を国内に通報する業務を開始したことが記録されている。

戦後もこの活動は継続され、1949年(昭和24年)、その業務は大学学術局の「学術課」に引き継がれた。続く1951年(昭和26年)、文部省の機構改革により大学学術局に「学術情報室」が設置され、学術情報事業を所掌することとなった。これらの一連の経緯が、学術情報所設置要求へと発展していったとすることができる。

(2) 「学術情報所」設置の諮問

1947年8月、学術体制の刷新を求める動きの中で学術体制刷新委員会が発足し、翌年3月、新しい学術体制に関して内閣総理大臣に対する答申が行なわれた。この答申に基づき、「日本学術会議」が科学者の内外に対する代表機関および重要政策に関する政府諮問機関として、また「科学技術行政協議会」(STAC、以下「協議会」とする)が、科学技術政策の総合調整を審議するための機関として設立された。^{7) 8)}

学術情報所は、第12回協議会(1949年12月)において、文部省大学学術局庶務課長である協議会委員より日本学術会議にその設置を諮問するよう提案がなされた。これを受けて政府は、1950年3月3日付で日本学術会議に対し「学術情報所設置」を諮問した。同年7月29日付にて学術情報機関設置の必要性とその構想内容、設置までにとるべき措置についての答申がなされた後、さらに具体的な内容での答申「学術情報所(インフォメーションセンター)設置について」が翌1951年5月4日付で行われた。⁹⁾

(3) 学術会議答申とその審議⁹⁾

5月4日付答申には、「学術情報所(仮称)は、学術に関する文献資料、研究機関及び研究情况等を調査し、学術の進歩を促進するための機関として緊急に設置される必要がある」と記されており、学術情報所設置の必要性を再度強調するとともに、学術情報所は文部省に設置する、所内に審議会を置き運営管理にあたることなどが記述されている他、学術情報所の組織図案および各セクションの担当業務案なども答申への参考として示されている。

同答申は第28回協議会において審議され、科学技術行政協議会に学術情報所部会を設置して、その位置付けや任務等を検討することとなった。学術情報所部会においては、1948年に設置された国立国会図書館における「学術文献に関するいわゆる書誌サービスおよび国際交換業務」との業務重複が問題

となった。そのため学術情報に関する業務を分析して下記の4項目とし、学術情報所では、このうち[3]並びに[4]をその業務内容として設置要綱案を取りまとめることとなった。

[1] 学術、(マ) 文献、論文、標本等を収集する業務

[2] 収集された資料を機械的に整理して学術資料を作る業務

[3] 学術資料を考察の上これに種々なる調査を加え学術情報を作る業務。

[4] 学術情報を必要なる箇所に配布したその他の奉仕を成す業務

すなわち、国会図書館との差異を明確にする意味から、単に情報を収集・保管するのではなく、分析・加工すること、また自ら情報の流通に努めることを業務の柱としたとすることができる。

また1952年4月には、大蔵省関係者より、業務の重要性は認めるが、行政国家機関とすることは疑問であり、「予算定員の融通のきく民間機関として国家が補助を成しては如何」「機関の新設は困難で予算は認めても定員の増加は困難である」といった意見が出されている。

(4) 「学術情報所設置要綱」の作成と概算要求⁹⁾

これらの審議を経て、「学術情報所(仮称)設置要綱案」が作成された。同案は1952年6月11日開催の第41回協議会において了承され、さらに6月14日付で内閣官房長官から文部事務次官並びに国会図書館長に通達された。この通達に基づき文部省大学学術局は、昭和28年度の予算要求を行った。

設置要綱案には、学術情報所を国立の機関として文部省の傘下に設立し、人文科学、自然科学双方を対象とすることが記載されている。事業内容としては、論文や図書等の情報を取り扱い、目録や抄録を作成するのみならず、研究人材、研究機関に関する情報をも対象とすること、また研究交流の事業や研究動向調査に該当する業務も含まれており、いわゆる情報関連業務として今日想定されるものに比べ幅広い範囲の業務が対象となっている。また、予算要求に際して作成された資料¹⁰⁾においては、「従来研究者は個別的に情報を収集してきたため不完全で且つむだな労力が多かった。この欠陥をおぎない研究遂行を助けるためここに組織的系統的な情報提供をする一元的機関として学術情報所の設立が必要である。」と機関設置の必要性をあらためて強調している。

このように様々な経緯を経て設置案が作成され「学術情報所」であったが、特に定員増が極めて困難であったことから設立には至らなかった。大蔵省は、文部省の大学学術局に設置されていた学術情報室において、「業務の一部を差当り実施することを認めたに過ぎなかった」とされている。

3. 2. 科学技術庁の発足と「科学技術情報センター」構想

「科学技術情報センター」の構想骨子は、科学技術庁発足2ヶ月後の1956年7月、調査普及局においてまとめられ、庁議決定された。その後、「科学技術情報センター」の具体的な業務内容の検討と「設立要領」の作成、予算案の作成、国会図書館など関係機関との調整などが行われ、法案作成と国会提案・審議を経て1957年4月、国会通過により設立が決定、同年8月のJICST設立に至った。

(1) 科学技術庁の発足と「科学情報所」⁷⁾

科学技術庁の設置を目指した活動は、1952年の自由党の科学技術振興特別委員会による「科学技術庁設置要領案」が発端とされている。その内容は、科学技術の振興体制の欠如を是正するため、科学技術庁を総理府の外局として新たに設置し、科学技術に関する研究の総合的企画、立案、調査を行い、研究費の増加をはかるというものであるが、この自由党案の中に、「科学情報所」を付設すべきであることが盛り込まれている。

また、経済界による科学技術政策の強化を求める要望の中にも、科学技術情報の整備を求める意見が含まれていた。経済同友会が決定した「科学技術促進対策」(1954年10月)には、科学技術に関する総合行政機関の設置に関する要望や、「科学技術教育の刷新」「官公立研究機関の再検討」「民間に対する科学技術振興策」と並んで、「科学技術情報の整備」が、「重点的かつ効率的施策を講ずることとを目標とすべきである」とされている。

このように科学技術政策の強化を求める動きの中に既に情報機関を設置するという提案が含まれていたことが、科学技術庁発足時の最初の政策案の1つとして「科学技術情報センター」が検討される布石となったとすることができる。

(2) 科学技術情報センター設立要領

科学技術庁において作成された「科学技術情報センター設立要領」(1956年8月)¹¹⁾においては、科学技術情報センターを「情報活動を包括的に行なう強力な国家的機関の存在が必要である」との認識のもとに設立し、「関係各機関においてなされている情報活動と提携して」いくこととした上で、その任

務として下記を挙げている。

- [1] 科学技術に関する内外の最新の情報を収集し、分析評価して蓄積すると共に迅速かつ適確に関係方面に紹介すること。
- [2] 各種機関及び個人の紹介に応じて、調査、紹介等の情報提供を行なうこと。
- [3] 科学技術関係の各執行機関及び個人の間の連絡を密にし、かつ情報機関とも連絡提携をして国内情報活動の振興に貢献すること

これらの記述に見られるように、「学術情報所」設置要求の際に問題となった国会図書館との業務重複に関する調整結果（本稿 3.1.（3））を反映し、収集した情報への分析評価、迅速な情報提供、関係機関との連携といった内容を含んだものとなっている他、[3] に示されるように既に設置されていた文部省学術情報室との協力体制についても触れた形となっている。

（3）経済界からの設置要請

「科学技術情報センター」構想が実現に至った背景には、経済界からの要望があったことが大きな力となった。経済界からの要望が具体的に示されたものとして、1956 年 11 月の経済団体連合会会長名による建議書がある。また、これに先立つ同年 10 月には、経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会に対し、科学技術情報センターの設立計画について科学技術庁による説明会が行われており、いずれにおいても早期設立を望む声が大きかったとされている。¹²⁾

経団連による建議書¹³⁾では、産業技術の高度化のためには「科学技術情報の組織的系統的な入手」が必要であり、産業界もそのための努力をはかっているものの、「現代のごとく技術の進歩が急速であって、かつ、その専門家（マ）が進んでいる場合には、1 会社、1 業界の力をもってしては必要な情報を体系的に後半に収集することは困難であって、欧米先進諸国の例にも見られるように、国家の手による大規模な中核的科学技術情報機関を設置」することが必要であるとしている。

科学技術情報センターの設立にあたっては、情報提供の受益者負担の考え方により民間に資金の一部の負担を求めるべきであるという意見が、大蔵省から強く出されていたが、これを受けて科学技術庁では、民間負担を要請する方針とし¹⁴⁾、民間出資金、寄付金¹⁵⁾を得ることで特殊法人という組織形態での設立が可能となった。これは設立資金の一部を負担したとしても、新設された情報センターから情報提供を受けるメリットがあると経済界が判断したためと考えられる。¹⁶⁾

（4）学術団体からの支援¹²⁾

経済界からの要望に加え、学術団体からの支援が得られたことも「科学技術情報センター」構想の実現に寄与したと言える。

科学技術庁では、情報センターの設立についての説明を学界に対しても行った。日本学術会議に対しては、「茅会長を通じて原則的な了解を得」、また、日本機械学会、電気学会、日本化学会など 16 の学協会の代表者を集めて設立案の説明を行い（1956 年 9 月）、これに対する各学協会の意見を求めるとともに協力を依頼した。一方、事業計画の内容について国際十進分類協会(UDC 協会)の会員を主体とする専門家の積極的な協力が得られたこと他、科学技術分野のドキュメンテーションの専門家有志 11 名による「科学技術情報センター実現方についての要望書」が、1957 年(昭和 32 年)1 月、大蔵大臣および科学技術庁長官宛に提出されている。

4. 「政策の窓」モデルによる考察

1950 年代の日本において、科学技術の振興という大きな目標の中で科学技術情報がアジェンダに設定され政策案が検討されるに至った要因として、まず、科学技術情報をより効率的に入手する必要性が、行政機関や学術団体等に課題として認識されたことにある。この背景には、第二次大戦中から直後にかけての外国資料の断絶による入手困難さ、さらには復興が進み研究開発活動が盛んになってきたことに伴う科学技術情報へのニーズの高まりがあったと言えることができる。

戦後間もない時期には、「PBレポート」の目録提供（1947 年開始）¹⁷⁾、国会図書館における当レポートの収集（1953 年開始）¹⁸⁾が行なわれ、この時期の科学技術情報の入手に貢献したと言えるが、内外での情報量の増大に伴い、より組織的な取り組みが必要であるとの認識から、中枢的機関を設立し、情報入手の利便性を高めるという政策案が提示されたと考えられる。この点については、3 章で見てきたように、学術情報所に関しては「組織的系統的な情報提供をする一元機関」、科学技術情報センターについては「国家の手による大規模な中核的科学技術情報機関」という表現で示されている。

Kingdon の政策の窓モデルにおいては、ある問題がアジェンダとして設定されるには、有効な政策案

があるかどうかにも左右される、とされている。本稿で取り上げた2つの事例では、“科学技術情報への需要の高まり”に相応した“効率的な提供が実現できていない”という問題に対して、“組織的な取り組みが必要であり、中核となる情報機関を国の組織として設置することで対応する”という政策案が示されている。科学技術に関する様々な課題の中で、科学技術情報が注目されたのは、「3つの流れ」のうち、「①問題の認識」、「②政策案の生成」の2つが表裏となって提示されたことにあると考えられる。すなわち、情報入手の困難さや利便性向上の必要性といった課題が認識されるだけでなく、情報機関の設立という目に見えやすい解決策が政策案として示されたことで、科学技術情報がアジェンダに設定され政策案が政府内で検討されるに至ったとすることができる。

2つの政策案では、「3つの流れ」のうち問題の認識、政策案の生成の2つは共通した内容となっている。しかし、このうち後者が政策の実施に至った要因には、科学技術庁の発足という科学技術政策全体にとって大きな流れがあったこと、また経済界及び学術団体からの支援が得られたことといった、科学技術政策や研究開発活動の関係者の意向が示されたことが大きく寄与していると考えられる。特に経済界からの支援は前者には見られなかった点で、これが政策実施に向けて寄与したと言える。こうした動向は、政策の窓モデルの「3つの流れ」のうち3つ目の「③政治的な動き」—これには政権交代や全国的な世論といったものに加え利益集団によるキャンペーン等も含まれる—に該当する。

また、「③政治的な動き」に該当するものとして、国会図書館との業務重複が双方の政策案の検討過程において指摘された点も挙げることができる。この点は結果的に情報機関の業務分担が整理された形となり、前者については「学術情報所設置要綱案」、後者については「科学技術情報センター設立要領」に示されているように、情報資料を収集・保管することを業務の中心とする国会図書館に対し、情報を分析し迅速に提供することを業務の主眼とすることが政策案に反映された。すなわち、「③政治的な動き」が政策案の修正をもたらしたことも、「3つの流れ」の合流に寄与したと考えられる。

一方、研究活動を支える情報伝達サイクルが誰によって担われるべきかという観点に立ち返り、特に長期的な視点から見た時、中枢的な機関設立という政策案が果たして最適なものであったかについては、政策開始後に実施された施策内容とも併せて別途検討が必要であると考えられる。2つの政策案が共に、例えば研究者コミュニティによる自律的な活動への支援を強化する形のものではなかった理由として、日本の学術団体の活動が欧米に比べ未成熟であったことを挙げることができる¹⁹⁾。

以上で見てきたように、本稿で取り上げた2つの事例では、共に「①問題の認識」と「②政策案の生成」の流れが一体となって出現したことによりアジェンダ設定が行なわれ、「③政治的な動き」の一つが政策案精査へと働きかけることで、修正された政策案が生成（政策案の精査）された形となった。2つの事例のうち後者については、ここにさらに「③政治的な動き」が強く加わることで3つの流れが合流して「政策の窓」が開き、科学技術情報政策が本格的に開始されるに至ったとすることができる。

5. おわりに

本稿では、1950年代の日本において科学技術情報政策が本格的に開始されるに至った政策プロセスを事例として取り上げ、Kingdonの「政策の窓」モデルを適用した分析を試みた。“科学技術情報へのニーズの高まりに相応した効率的な提供が実現できていない”という問題の認識に端を発して開始された科学技術情報政策はその後、政策実施の中で認識された課題への対応を個別に施策化する形で継続されているとすることができる。強いて「政策の窓」モデルに沿うとすれば、既存の政策枠組みの中で、問題の認識と政策案の生成の2つの流れが小さく合流することが繰り返されてきたとすることができる。この50年の間に最も顕著な変化であった情報通信／処理技術の進歩への対応も、基本的にはこの枠組みの中に位置づけることができると考えられ²⁰⁾、大きな政策展開の変化につながるほどの“政治的な動き”とはならなかったとすることができる。

今後は、本稿での検討結果を踏まえ、科学技術情報政策開始後の施策内容についての検討へと研究をすすめていく計画である。

注及び参考文献

- 1) 所属機関の購読契約の有無が利便性に大きく影響する、公開体制が必ずしも十分でない等の課題は残されているが、利便性の高い情報入手のための基盤技術は確立されたと言えよう。
- 2) 情報が研究活動の中で生産され、学術論文に代表される形で表現され、出版社、図書館、情報サービス機関等を通じて流通し、再び研究活動の中で利用されて新たな情報が生産される、というサイクルを言

う。King らによる科学技術情報の伝達サイクル、Subramanyam による情報伝達サイクルに代表されるモデルが提示されている。

King, D. W., McDonald, D. D., Roderer, N. K. *Scientific Journals in the United States: Their Production, Use, and Economics*. Stroudsburg, Hutchinson Ross, 1981, p12.

Subramanyam, K. "Scientific literature" *Encyclopedia of Library and Information Science*. Vol.26.

Kent, A., Lancour, H., Daily, J. E. ed, New York, Marcell Dekker, 1979, p394.

- 3) 学術情報所の設置要求案は、人文科学、自然科学の双方を対象としているが、本稿 3.1.1 に記載するように、第二次大戦中からの動向、科学技術に関する行政機関での提案が発端となっていること等から判断して、科学技術情報に重点が置かれていたと言うことができる。これらを踏まえ本稿では、当要求案を科学技術情報政策に関する動向事例として取り上げる。後掲 18) においても、学術情報所の設置要求を日本における科学技術情報政策の動向の 1 つとして扱っている。
- 4) 例えば、次のようなものがある。
情報科学技術協会「特集＝わが国の情報流通政策」『情報の科学と技術』Vol.43, No.6, 1993.6, p489-p551.
情報科学技術協会「特集＝科学技術情報流通を俯瞰する」『情報の科学と技術』Vol.54, No6, 2004.6, p275-323.
また、「科学技術白書」、「データベース白書」等の各年版にも科学技術情報政策と関連施策の実施状況が記載されている。
- 5) Kingdon, John. W. 1984, *Agendas, Alternatives, and Public Policies*, Little, Brown and Co.
Kingdon, John. W. 1995, *Agendas, Alternatives, and Public Policies*, 2nd ed., Little, Brown and Co.
また次を参考にした。宮川公男「政策科学入門 第 2 版」2002 年、東洋経済新報社
- 6) 日本学術会議事務局学術課「学術情報所設置に関する資料」(1956 年 10 月 9 日付編纂、国際学術交流審議会科学図書館小委員会資料)に収録された「参考」(1952 年作成)のうち「1. 文部省における学術情報事業の沿革 (1)学術情報室設置までの経緯」の他、下記による。
柿沼宇作「学術情報室の使命と任務」『学術月報』5 巻 6 号, 1952 年
- 7) 「科学技術庁設立の経緯」『科学技術庁十年史』第 1 部 総論 第 1 章
- 8) 中山茂「学術会議と STAC」、中山茂編『通史 日本の科学技術 1 [占領期 1945-1952]』、1995 年
- 9) 科学技術行政協議会「10.学術情報所について」『科学技術年報 1951』
科学技術行政協議会「10.学術情報所について (その二)」『科学技術年報 1952』
科学技術庁調査普及局「科学技術情報センター関係参考資料(I)」(1956 年 10 月 20 日付編纂)に収録された「5. 情報センターに関する従来の経緯」
- 10) 文部省大学学術局「国立学術情報所の設置について」1952 年
- 11) 科学技術庁調査普及局「科学技術情報センター設立要領 (案)」1956 年 8 月 23 日付)
- 12) 日本科学技術情報センター十年史編集委員会編『日本科学技術情報センター十年史』、1967 年
- 13) 経済団連合会「科学技術情報センターの設置促進にかんする要望」1956 年
- 14) 科学技術庁調査普及局資料「科学技術情報センター設立のための民間側負担金について」
- 15) 初年度においては、政府出資金 4,000 万円、政府補助金 3,000 万円に加え、約 320 社から民間出資金 4,000 万円、寄付金 3,000 万円を得た。(前掲 10) による)
- 16) 産業界からの支援があったことについては次の発言にも示されている。
「海外の科学技術情報の入手は産業界にとって極めて重要という認識がありました。設立にあたっては民間出資金を求めました。これは民間企業も大いに利用するだろうからということで、その資本金について応援を頂いたのです。」(武安義光／佐々木孝二「科学技術庁発足直後の科学技術行政」科学技術庁監修『あの日、あの時 科学技術庁 40 年の歩み』1992 年、p37.)
- 17) 中山茂「科学情報と国際交流」、中山茂編『通史 日本の科学技術 1 [占領期 1945-1952]』、1995 年
「PB レポート」とは、米国商務省 Publication Board が収集した第二次大戦中の連合国側及び日本やドイツの政府資金による研究成果を公開したもので、Publication Board の頭文字から PB レポートと呼ばれていた。
- 18) 寺村由比子「科学技術情報政策の日米比較—戦後四五年の軌跡—」、国立国会図書館『レファレンス』、1992.
- 19) 日本においても「日本化学総覧」による抄録索引誌発行のような活動が実施された例があるが、米国化学会による Chemical Abstract Service のような形に発展することはなかった。(前田知子「科学技術情報の流通を担うもの—日本における二次情報整備と公的関与の開始—」『第 55 回日本図書館情報学会研究大会発表要綱』、2006、p53-56.)
- 20) 前田知子「科学技術情報政策における課題認識の変遷—科学技術会議答申および科学技術基本計画を中心に—」(投稿中)